

上天草市 戸建木造住宅耐震化支援事業補助金 利用の手引き

目次

事業の概要	・・・ P 2
「耐震診断」補助制度利用について	・・・ P 3
「耐震改修設計」補助制度利用について	・・・ P 8
「耐震改修工事」補助制度利用について	・・・ P 12
「耐震改修設計及び耐震改修工事一括事業」補助制度利用について	・・・ P 17
「建替工事」補助制度利用について	・・・ P 22
「建替設計及び建替工事一括事業」補助制度利用について	・・・ P 27
「耐震シェルター工事」補助制度利用について	・・・ P 32



**上天草市
(令和8年度)**

事業の概要

1 事業の目的

戸建木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替工事及び耐震シェルター工事を行う方に対して、その費用の一部を補助します。

2 補助の対象者

戸建木造住宅の所有者で、市税等を滞納していない方

3 補助の対象となる住宅等

次の全てに該当するもの（※これらの他に各事業の個別の要件もあります。）

- ◆ 市内に存する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- ◆ 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの
- ◆ 平成12年5月31日以前に着工したもの又は熊本地震で被災したことが確認できるもの
- ◆ 過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替工事、耐震シェルター工事を行っていないもの
- ◆ 原則として、定められた期限内に補助事業を完了できるもの

4 補助金の種類

- ◆ 耐震改修設計費補助
- ◆ 耐震改修工事費補助
- ◆ 耐震改修設計及び耐震改修工事一括事業費補助
- ◆ 建替工事費補助
- ◆ 建替設計及び建替工事一括事業費補助
- ◆ 耐震シェルター工事費補助
- ◆ 耐震診断費補助

5 申請書提出場所：上天草市役所 建設部 都市整備課

※募集戸数に限りがございますので、申し込み受付は先着順とさせていただきます。補助事業の対象となる経費や補助率など詳しくは次ページ以降を参照してください。

耐震診断 補助制度利用について

1 対象となる経費

建築物の地震に対する安全性を評価するため、一般診断又は精密診断により行う耐震診断に要する費用が対象となります。

2 耐震診断を行う建築士

地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること。

※これら以外の建築士が行う場合は、個別にご相談ください。

3 補助率及び補助金の額

(1) 平成12年5月31日以前に着工したものの場合

▶ 別表第3（次ページ参照）の補助対象経費の額に応じた補助金の額

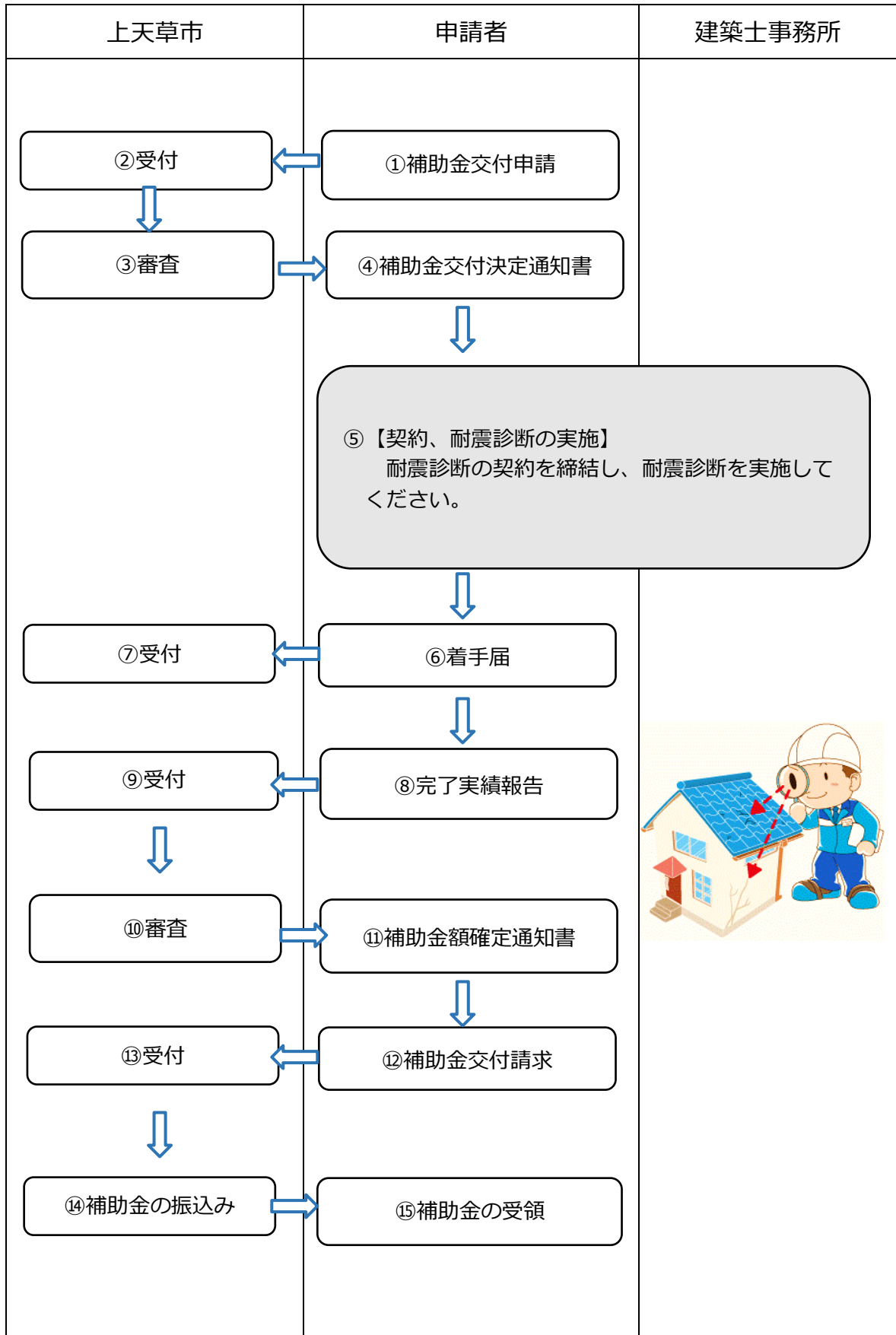
(2) 上記（1）以外で平成28年熊本地震により罹災した住宅の場合

▶ 事業に要する費用に補助率（3分の2以内）を乗じて得た額又は6.8万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

別表第3（第5条関係）

補助対象経費の額	補助金の額
204,000 円以上	158,000 円
201,000 円以上 204,000 円未満	157,000 円
198,000 円以上 201,000 円未満	156,000 円
195,000 円以上 198,000 円未満	155,000 円
192,000 円以上 195,000 円未満	154,000 円
189,000 円以上 192,000 円未満	153,000 円
186,000 円以上 189,000 円未満	152,000 円
183,000 円以上 186,000 円未満	151,000 円
180,000 円以上 183,000 円未満	150,000 円
177,000 円以上 180,000 円未満	149,000 円
174,000 円以上 177,000 円未満	148,000 円
171,000 円以上 174,000 円未満	147,000 円
168,000 円以上 171,000 円未満	146,000 円
165,000 円以上 168,000 円未満	145,000 円
162,000 円以上 165,000 円未満	144,000 円
160,000 円以上 162,000 円未満	143,000 円
160,000 円未満	補助対象経費に 9/10 を乗じて得た額 ※1,000 円未満切り捨て

4 補助事業の流れ



5 事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。次の書類を用意し、提出してください。

◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類
	①補助金交付申請書（様式第1号）
	②事業実施計画書（様式第8号）
	③補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
	④住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書又は固定資産証明書）
	⑤市税等納付状況等確認同意書（様式第9号）
	⑥補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業実施承諾書（様式第10号）
	⑦建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの
	⑧補助対象住宅が、平成12年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震によりり災したことが確認できる書類（り災証明書等）の写し
	⑨事業に関与する設計者等の資格を有する者であることを証する書類の写し

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、申請された住宅が補助対象となるかを申請書類により審査します。

(3) 補助金交付決定通知書の送付

申請書類の審査・補助金額の審査が済みましたら、市から**補助金交付決定通知書**を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震診断の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(4) 契約、着手届、耐震診断の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震診断の契約を締結し、耐震診断を実施してください。また、事業に着手する際は、次の書類を用意し市に提出してください。

◆補助事業着手届

確認欄	提出書類
	①着手届（様式第12号）
	②補助事業に係る契約書の写し

(5) 完了実績報告

補助事業が完了した場合に行う手続きです。次の書類を用意し、提出してください。

◆完了実績報告書

確認欄	提出書類
	①完了実績報告書（様式第18号）
	②耐震診断結果報告書の写し

(6) 補助金交付額確定通知書の送付

完了実績報告書類の提出後、内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

(7) 補助金の交付請求

上記確定通知書の交付を受けたのち、2週間以内に補助金交付請求書を提出してください。

耐震改修設計 補助制度利用について

1 対象となる経費（設計の内容）

上部構造評点を1.0以上にするために行う改修計画・設計で、次のようなものが対象となります。

- 補強の実施案の作成
- 耐震改修工事の設計図書の作成
- 現況の各階平面図の作成
- 補強の実施案を作成するために、追加調査及び耐震診断書の作成
- 耐震改修工事費の積算 など

※その他、対象になるか不明なものは、個別でご相談ください。

2 耐震改修設計を行う建築士

地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること。

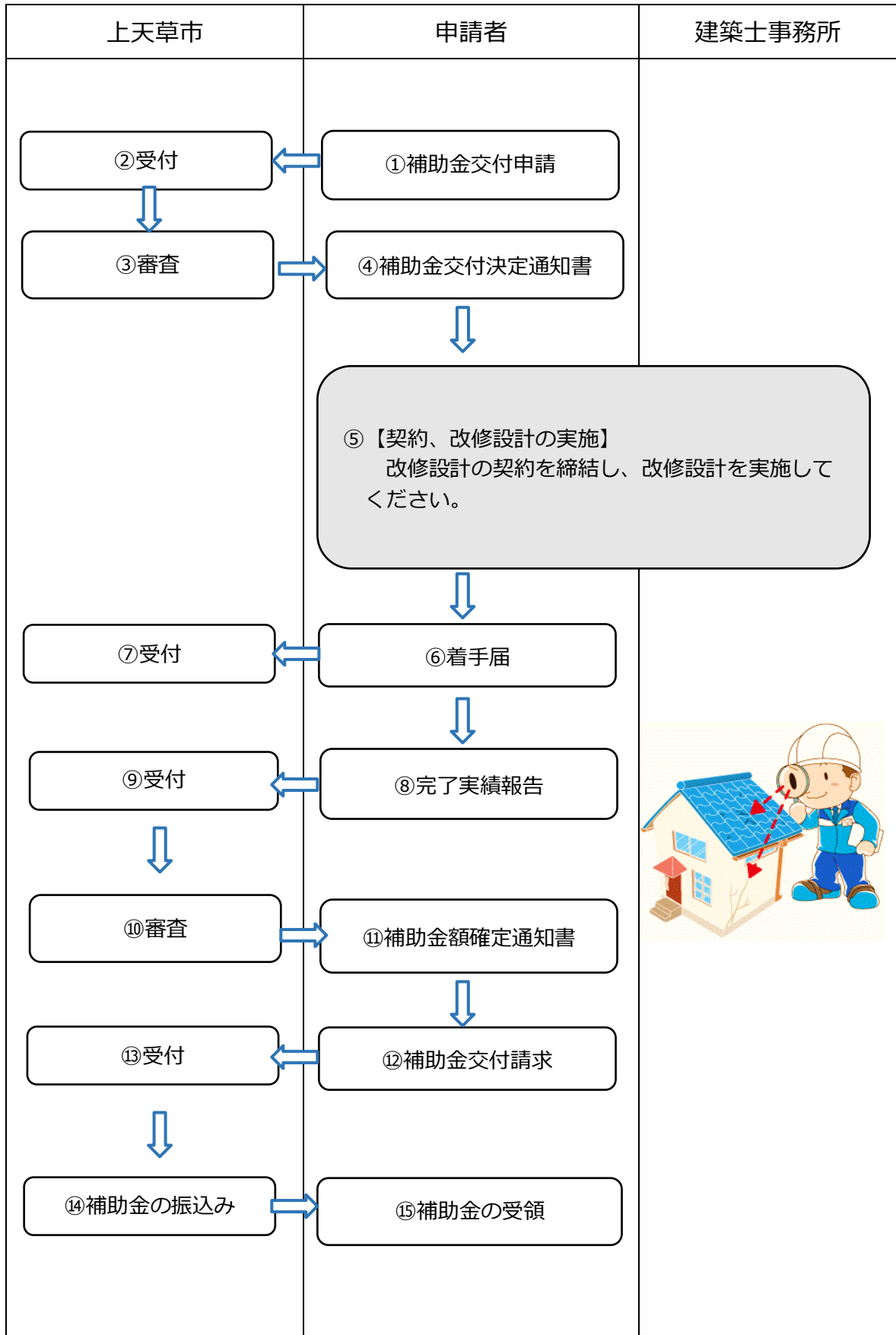
※これら以外の建築士が行う場合は、個別にご相談ください。

3 補助率及び補助金の額

上記補助対象経費に補助率（3分の2以内）を乗じて算出した額又は20万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）



4 補助事業の流れ



5 事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。次の書類を用意し、提出してください。

◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類
	①補助金交付申請書（様式第1号）
	②事業実施計画書（様式第3号）
	③補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
	④住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書又は固定資産証明書）
	⑤市税等納付状況等確認同意書（様式第9号）
	⑥補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業実施承諾書（様式第10号）
	⑦建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの
	⑧耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し
	⑨補助対象住宅が、平成12年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（り災証明書等）の写し
	⑩事業に関与する設計者等の資格を有する者であることを証する書類の写し

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、申請された住宅が補助対象となるかを申請書類により審査します。

(3) 補助金交付決定通知書の送付

申請書類の審査・補助金額の審査が済みましたら、市から**補助金交付決定通知書**を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修設計の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(4) 契約、着手届、耐震改修設計の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修設計の契約を締結し、耐震改修設計を実施してください。また、事業に着手する際は、次の書類を用意し市に提出してください。

◆補助事業着手届

確認欄	提出書類
	①着手届（様式第12号）
	②補助事業に係る契約書の写し

(5) 完了実績報告

補助事業が完了した場合に行う手続きです。次の書類を用意し、提出してください。

◆完了実績報告書

確認欄	提出書類
	①完了実績報告書（様式第18号）
	②現況の各階平面図
	③補強計画及び設計図書
	④耐震改修工事費の積算を補助対象経費に算入した場合は、耐震改修工事の見積書

(6) 補助金交付額確定通知書の送付

完了実績報告書類の提出後、内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

(7) 補助金の交付請求

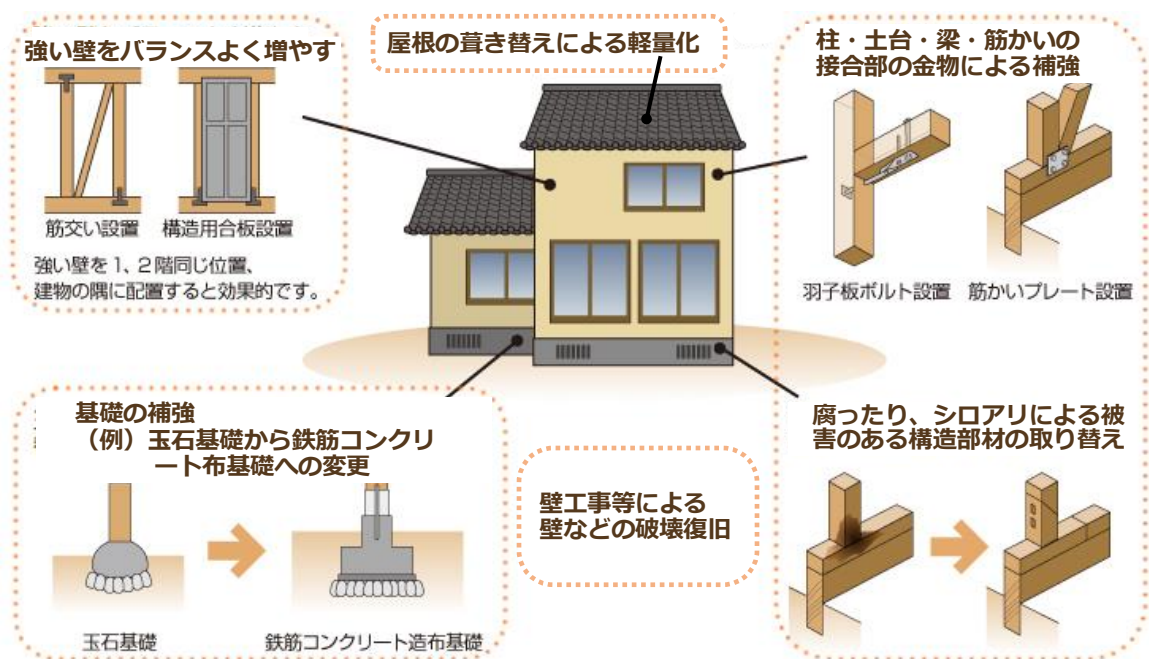
上記確定通知書の交付を受けたのち、2週間以内に補助金交付請求書を提出してください。

耐震改修工事 補助制度利用について

1 対象となる耐震改修工事（経費）

補助対象となる耐震改修工事は、一般診断又は精密診断法による耐震診断により地震に対する安全性の評価を行った結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にするための工事です。また、耐震改修工事のための工事監理も補助対象となります。

主に次のような工事が該当します。



※ リフォーム工事は補助対象外ですが、耐震改修工事と同時に実施することは問題ありません。

※ その他、対象となるか不明な工事については、個別にご相談ください。

2 工事監理を行う建築士

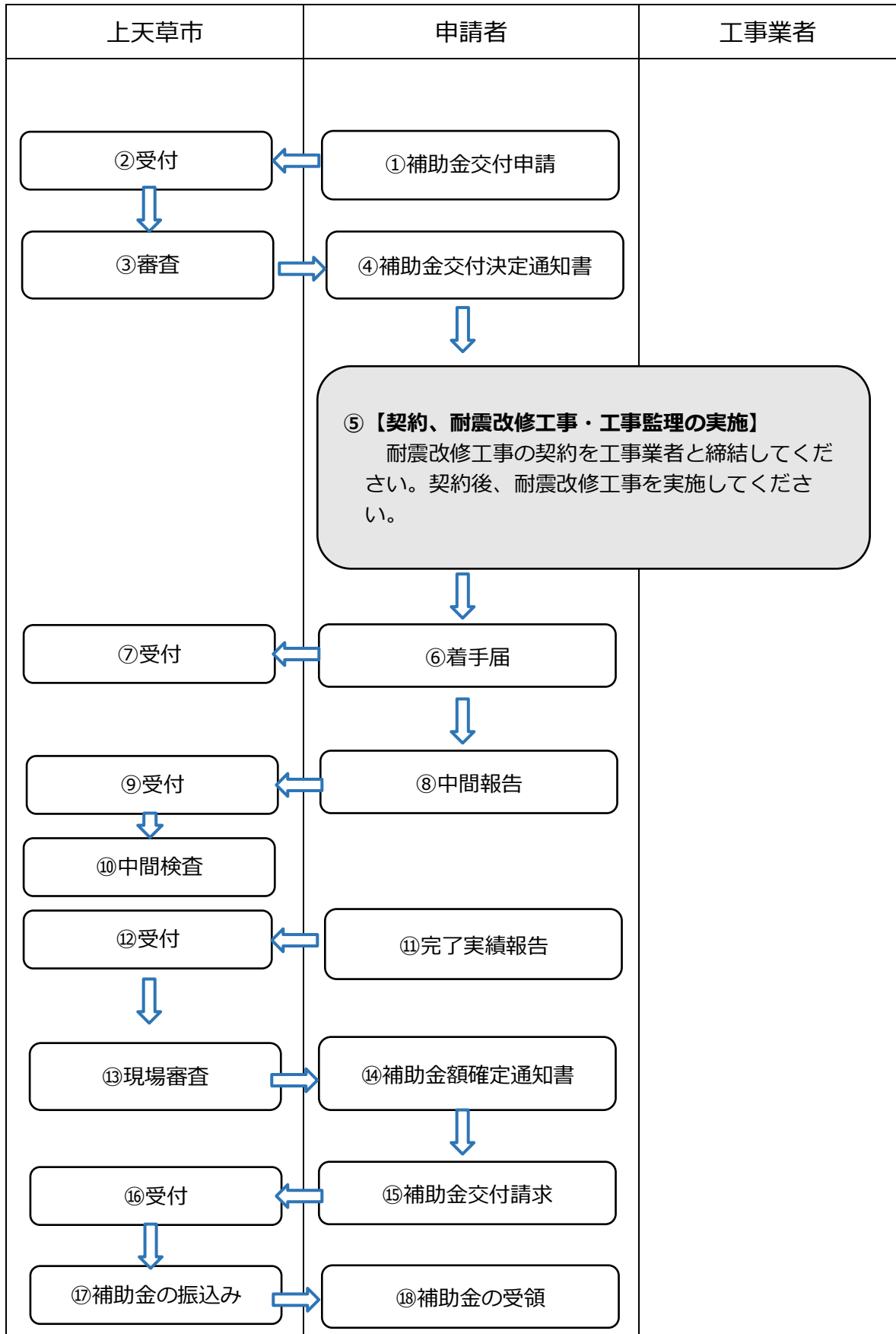
地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること。

※これら以外の建築士が行う場合は、個別にご相談ください。

3 補助率及び補助金の額

上記補助対象工事経費に補助率（2分の1以内）を乗じて得た額又は60万円のうち低い方の額（千円未満は切捨て）

4 補助事業の流れ



5 事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。次の書類を用意し、市に提出してください。

◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類
	①補助金交付申請書（様式第1号）
	②事業実施計画書（様式第4号）
	③工程表
	④補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
	⑤住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書又は固定資産証明書）
	⑥市税等納付状況等確認同意書（様式第9号）
	⑦補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業実施承諾書（様式第10号）
	⑧建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの
	⑨現況写真（外観写真2方向以上）
	⑩現況の各階平面図
	⑪耐震診断結果報告書の写し
	⑫補助対象住宅が、平成12年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（被災証明書等）の写し
	⑬耐震改修設計の内容を確認できる図書
	⑭事業に関与する設計者等の資格を有する者であることを証する書類の写し

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、申請された住宅が補助対象となるかを申請書類により審査します。

(3) 補助金交付決定通知書の送付

補助金交付申請書の提出後、補助金額を審査し、**補助金交付決定通知書**を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修工事の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(4) 契約、着手届、耐震改修工事の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修工事及び工事監理の契約を締結し、工事を実施してください。また、事業に着手する際は、次の書類を用意し市に提出してください。

◆補助事業着手届

確認欄	提出書類
	①着手届（様式第12号）
	②補助事業に係る契約書の写し

(5) 中間報告

工事に着手した後、補強状況を目視により確認できる時期に達したときは、次の書類を用意し市に提出してください。後日、中間検査を行います。

◆工事中間報告書

確認欄	提出書類
	①工事中間報告書（様式第17号）
	②耐震改修工事の状況写真

(6) 完了実績報告

補助事業が完了した場合に行う手続きです。次の書類を用意し、市に提出してください。

確認欄	提出書類
	①完了実績報告書（様式第18号）
	②工事監理報告書（様式第19号）の写し
	③工事工程写真及び竣工写真

（7）補助金交付額確定通知書の送付

完了実績報告書類の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

（8）補助金の交付請求

上記確定通知書を受けたのち、2週間以内に補助金交付請求書を提出してください。

◆ 工事写真について



本事業では、耐震改修の設計図書のとおり工事が適切に行われているの
かを確認するため、工事写真の提出を求めています。工事写真については、建築士（工
事監理者）又は施工者が次の工程ごとの写真を撮影します。撮影は耐震改修工事に係る
すべての箇所を実施する必要があります。

写真により補強内容が確認できない場合は、引き剥がし等により確認を求めることが
あります。

※ 各写真に番号を付し、撮影位置がわかる図面（撮影位置図）を添付してください。

着手前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事着手前の状況がわかる全景写真 ・ 既存の仕上状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強材料、仕上材	補強に使用する材料の写真、仕上（復旧）に使用する材料 の写真
仕上材等の解体完了時	既存の壁内の状況が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強部材取付作業時	補強部材の取付の作業状況が確認できる写真（補強箇所ご と）
補強部材取付完了時	補強状況（取付状況）が確認できる写真（補強箇所ごと）
補強工事完了後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了後の全景写真（着手前に撮影した場所から撮影） ・ 補強部分の補強後の仕上げ状況が確認できる写真 （補強箇所ごと）

耐震改修設計及び耐震改修工事一括事業 補助制度利用について

1 対象となる耐震改修設計及び耐震改修工事（経費）

耐震改修設計及び耐震改修工事を一括して行うものが対象となります。

※耐震改修工事に要する費用には、工事管理に要する費用を含みません。

※耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断等を実施した場合で、改修前の上部構造評点が1.0以上であった場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外となります。

※その他、対象となるか不明な工事については、個別にご相談ください。

2 耐震改修設計及び工事監理を行う建築士

地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること。

※これら以外の建築士が行う場合は、個別にご相談ください。

3 補助率及び補助金の額

(1) 昭和56年5月31日以前に着工したものの又は高齢者等居住世帯(※)の場合

- ▶ 事業に要する費用に補助率（10分の9以内）を乗じて得た額又は157.5万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

(2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したものの場合

- ▶ 事業に要する費用に補助率（60分の53以内）を乗じて得た額又は132.5万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

(3) 上記（1）及び（2）に該当せず、かつ、平成28年熊本地震により罹災した住宅の場合

- ▶ 事業に要する費用に補助率（5分の4以内）を乗じて得た額又は115万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

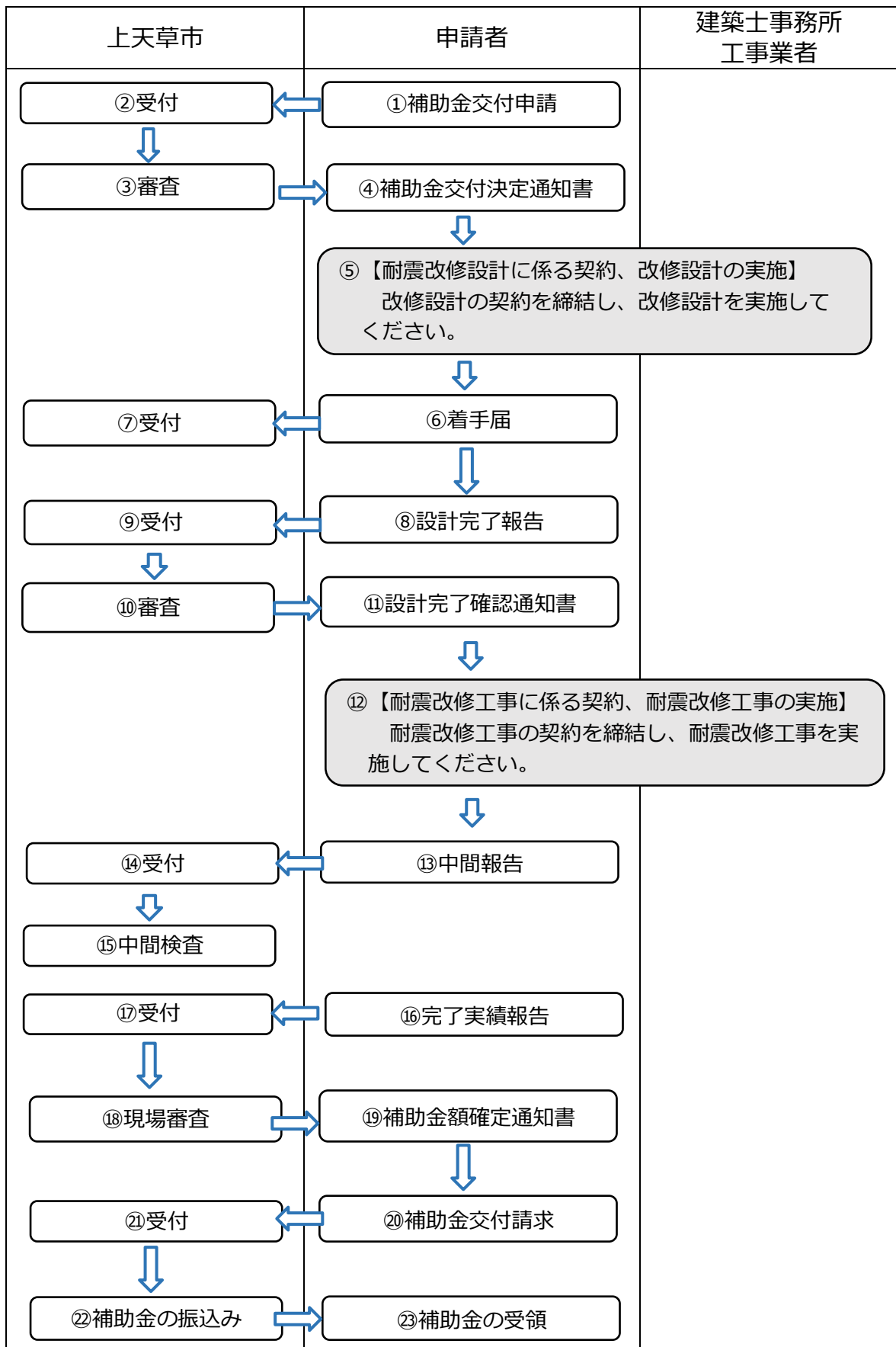
※ 高齢者等居住世帯・・・以下のいずれかに該当する世帯

(1) 高齢者（65歳以上）が居住する世帯

(2) 市町村税を課されない者のみが居住する世帯

(3) 障がいのある方等（身体障がい、知的障がい、精神障がいをお持ちの方、または、介護保険法に規定する要介護者もしくは要支援者）が居住する世帯

4 補助事業の流れ



5 事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。次の書類を用意し、提出してください。

◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類
	①補助金交付申請書（様式第1号）
	②事業実施計画書（様式第2号）
	③補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
	④住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書又は固定資産証明書）
	⑤市税等納付状況等確認同意書（様式第9号）
	⑥補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業実施承諾書（様式第10号）
	⑦建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの
	⑧耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し
	⑨補助対象住宅が、平成12年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震によりり災したことが確認できる書類（り災証明書等）の写し

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、申請された住宅が補助対象となるかを申請書類により審査します。

(3) 補助金交付決定通知書の送付

申請書類の審査・補助金額の審査が済みましたら、市から**補助金交付決定通知書**を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修設計の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(4) 耐震改修設計契約、着手届、耐震改修設計の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修設計に係る契約を締結し、耐震改修設計を実施してください。また、事業に着手する際は、次の書類を用意し市に提出してください。

◆補助事業着手届

確認欄	提出書類
	①着手届（様式第12号）
	②耐震改修設計に係る契約書の写し

(5) 設計完了の報告

耐震改修設計が完了したときは、次の書類を用意し市に提出してください。

◆設計完了報告書

確認欄	提出書類
	①設計完了報告書（様式第15号）
	②現況の各階の平面図
	③補強計画及び設計図書
	④耐震改修工事の見積書
	⑤補助事業において、耐震改修工事を行う場合は次に掲げる書類 <input type="checkbox"/> 工程表 <input type="checkbox"/> 現況写真（外観写真2方向以上） <input type="checkbox"/> 耐震診断結果報告書の写し

(6) 設計完了確認通知書

設計完了報告書類の提出後、市が内容を確認し、設計完了確認通知書を郵送します。

(7) 耐震改修工事契約、中間報告、耐震改修工事の実施

設計確認完了通知書が届いたら、耐震改修工事に係る契約を締結し、耐震改修工事を実施してください。工事に着手した後、補強状況を目視により確

認できる時期に達したときは、次の書類を用意し市に提出してください。後日、中間検査を行います。

◆工事中間報告書

確認欄	提出書類
	①工事中間報告書（様式第17号）
	②耐震改修工事に係る契約書の写し
	③耐震改修工事の状況写真

（8）完了実績報告

補助事業が完了した場合に行う手続きです。次の書類を用意し、市に提出してください。

◆完了実績報告書

確認欄	提出書類
	①完了実績報告書（様式第18号）
	②工事監理報告書（様式第19号）の写し
	③工事工程写真及び竣工写真

（9）補助金交付額確定通知書の送付

完了実績報告書類の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

（10）補助金の交付請求

上記確定通知書を受けたのち、2週間以内に補助金交付請求書を提出してください。

建替工事 補助制度利用について

1 対象となる建替工事（経費）

補助対象となる建替工事は、一般診断又は精密診断法による耐震診断により地震に対する安全性の評価を行った結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を現行基準を満たす住宅へ建替えるための工事です。また、建替工事のための工事監理も補助対象となります。

ただし、被災者生活再建支援金の支給対象若しくは受給された方は対象外となります。

※建替後の住宅は、原則として省エネ基準に適合すること。

2 工事監理を行う建築士

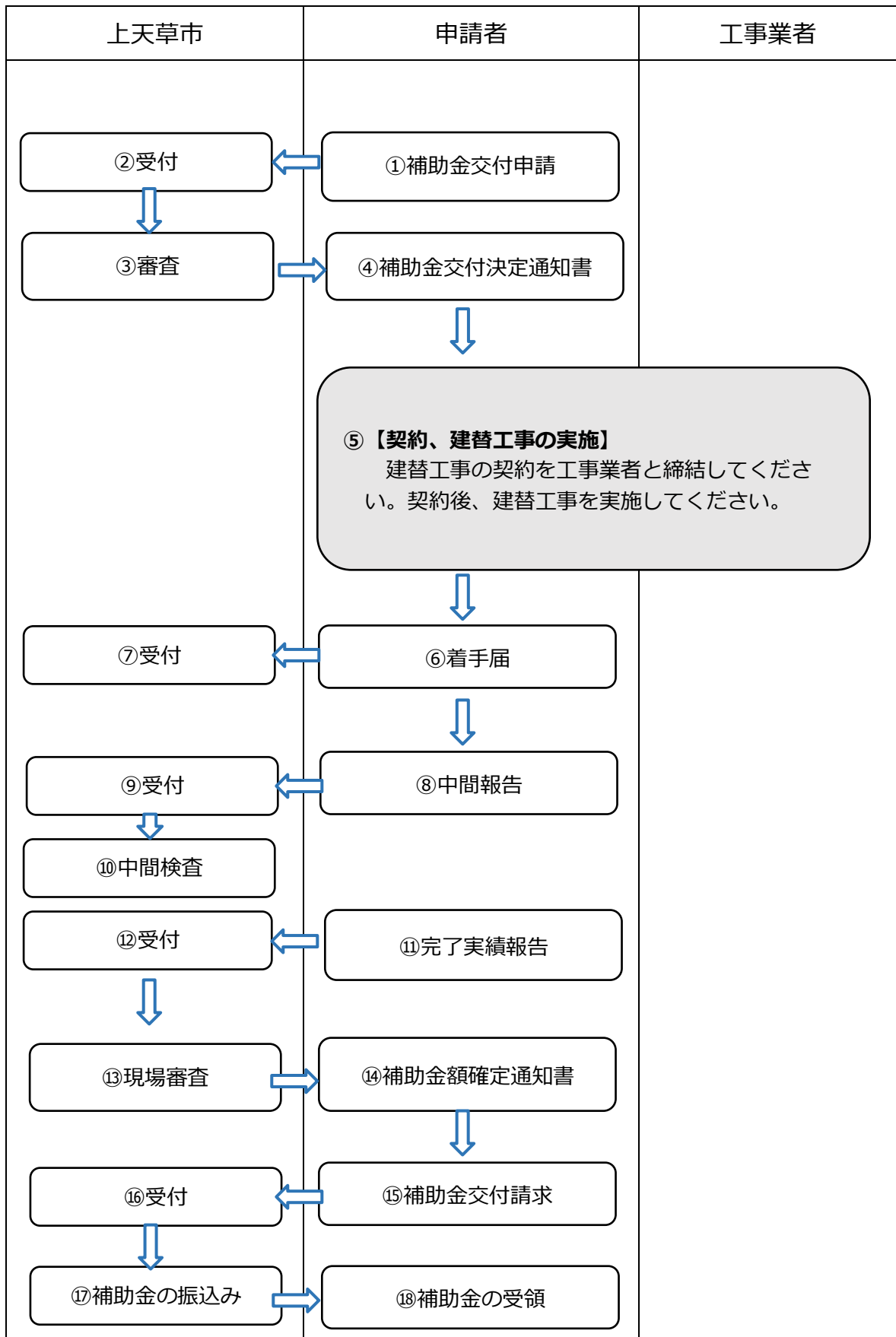
地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること。

※これら以外の建築士が行う場合は、個別にご相談ください。

3 補助率及び補助金の額

上記補助対象経費に補助率（100分の23以内）を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

4 補助事業の流れ



5 事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。次の書類を用意し、市に提出してください。

◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類
	①補助金交付申請書（様式第1号）
	②事業実施計画書（様式第6号）
	③工程表
	④補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
	⑤住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書又は固定資産証明書）
	⑥市税等納付状況等確認同意書（様式第9号）
	⑦補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業実施承諾書（様式第10号）
	⑧建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの
	⑨現況写真（外観写真2方向以上）
	⑩現況の各階平面図
	⑪耐震診断結果報告書の写し
	⑫補助対象住宅が、平成12年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことが確認できる書類（被災証明書等）の写し
	⑬建替設計の内容を確認できる図書
	⑭事業に関与する設計者等の資格を有する者であることを証する書類の写し

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、申請された住宅が補助対象となるかを申請書類により審査します。

(3) 補助金交付決定通知書の送付

補助金交付申請書の提出後、補助金額を審査し、**補助金交付決定通知書**を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、建替工事の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(4) 契約、着手届、建替工事の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、建替工事の契約を締結し、工事を実施してください。また、事業に着手する際は、次の書類を用意し市に提出してください。

◆補助事業着手届

確認欄	提出書類
	①着手届（様式第12号）
	②補助事業に係る契約書の写し

(5) 中間報告

工事に着手した後、既存住宅の解体が終了したときは、次の書類を用意し市に提出してください。後日、中間検査を行います。

◆工事中間報告書

確認欄	提出書類
	①工事中間報告書（様式第17号）
	②補助対象住宅の解体後の写真

(6) 完了実績報告

補助事業が完了した場合に行う手続きです。次の書類を用意し、市に提出してください。

◆完了実績報告書類

確認欄	提出書類
	①完了実績報告書（様式第18号）
	②工事監理報告書（様式第19号）の写し
	③工事工程写真及び竣工写真

(7) 補助金交付額確定通知書の送付

完了実績報告書類の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

(8) 補助金の交付請求

上記確定通知書を受けたのち、2週間以内に補助金交付請求書を提出してください。

建替設計及び建替工事一括事業 補助制度利用について

1 対象となる建替設計及び建替工事一括事業（経費）

建替設計（原則として同一敷地内で、既存の戸建木造住宅1棟全てを解体し、住宅を新築する工事の計画策定を行うことをいう。）及び建替工事を一括して行うものが対象となります。

ただし、被災者生活再建支援金の支給対象若しくは受給された方は対象外となります。

※建替後の住宅は、原則として省エネ基準に適合すること。

※建替工事に要する費用には、工事管理に要する費用を含みません。

2 工事監理を行う建築士

地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催する木造住宅耐震診断講習会の修了証の交付を受けた建築士であること。

※これら以外の建築士が行う場合は、個別にご相談ください。

3 補助率及び補助金の額

（1）昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等居住世帯(*)の場合

▶ 事業に要する費用に補助率（10分の9以内）を乗じて得た額又は157.5万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

（2）昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したものの場合

▶ 事業に要する費用に補助率（60分の53以内）を乗じて得た額又は132.5万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

（3）上記（1）及び（2）に該当せず、かつ、平成28年熊本地震により罹災した住宅の場合

▶ 事業に要する費用に補助率（5分の4以内）を乗じて得た額又は115万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

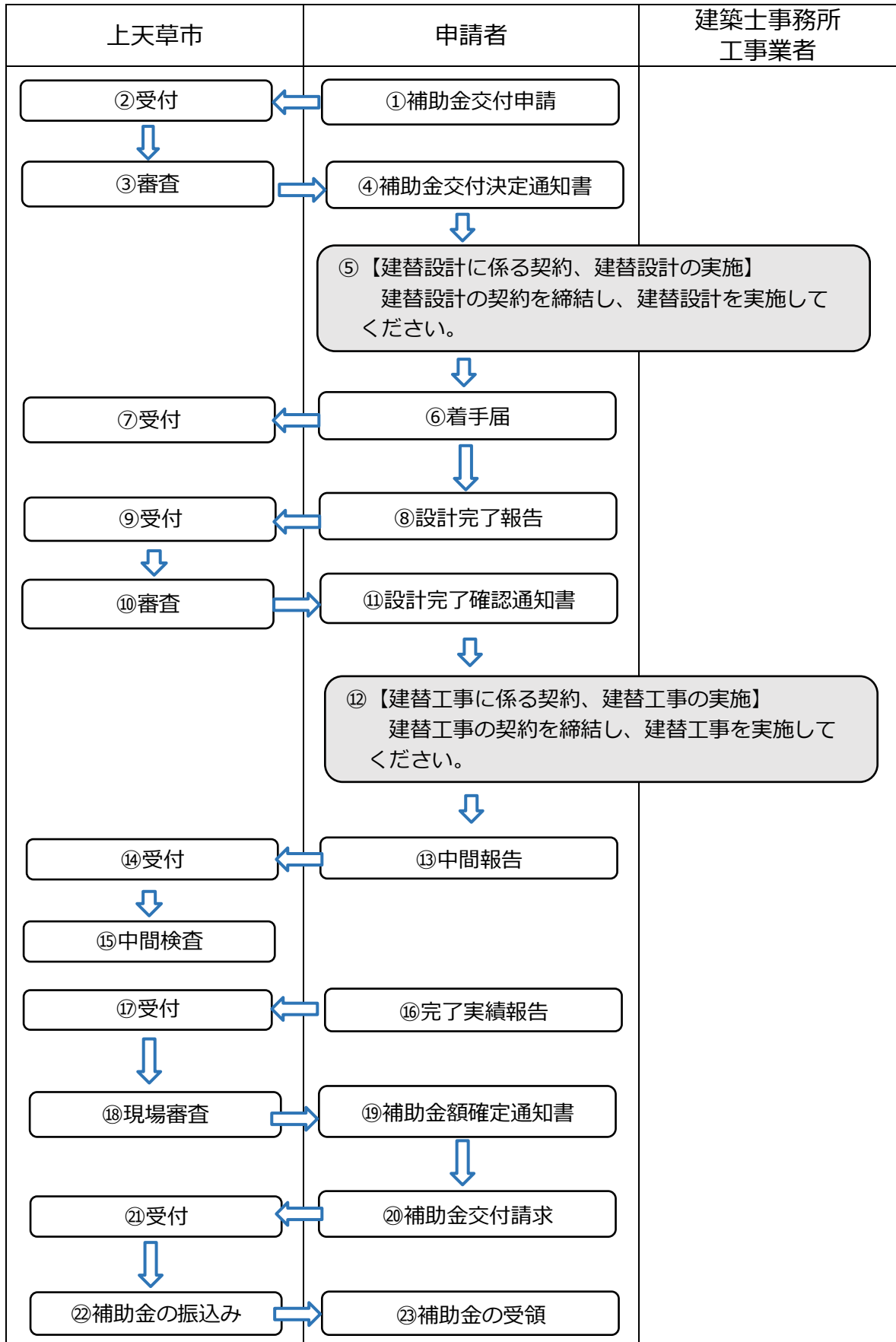
※ 高齢者等居住世帯・・・以下のいずれかに該当する世帯

（1）高齢者（65歳以上）が居住する世帯

（2）市町村税を課されない者のみが居住する世帯

（3）障がいのある方等（身体障がい、知的障がい、精神障がいをお持ちの方、または、介護保険法に規定する要介護者もしくは要支援者）が居住する世帯

4 補助事業の流れ



5 事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。次の書類を用意し、提出してください。

◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類
	①補助金交付申請書（様式第1号）
	②事業実施計画書（様式第5号）
	③工程表
	④補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
	⑤住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書又は固定資産証明書）
	⑥市税等納付状況等確認同意書（様式第9号）
	⑦補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業実施承諾書（様式第10号）
	⑧建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの
	⑨現況写真（外観写真2方向以上）
	⑩現況の各階平面図
	⑪耐震診断結果報告書の写し
	⑫補助対象住宅が、平成12年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震によりり災したことが確認できる書類（り災証明書等）の写し
	⑬建替設計の内容を確認できる図書
	⑭事業に関与する設計者等の資格を有する者であることを証する書類の写し

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、申請された住宅が補助対象となるかを申請書類により審査します。

(3) 補助金交付決定通知書の送付

申請書類の審査・補助金額の審査が済みましたら、市から**補助金交付決定通知書**を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震改修設計の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(4) 建替設計契約、着手届、建替設計の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、建替設計に係る契約を締結し、建替設計を実施してください。また、事業に着手する際は、次の書類を用意し市に提出してください。

◆補助事業着手届

確認欄	提出書類
	①着手届（様式第12号）
	②建替設計に係る契約書の写し

(5) 設計完了の報告

建替設計が完了したときは、次の書類を用意し市に提出してください。

◆設計完了報告書

確認欄	提出書類
	①設計完了報告書（様式第15号）
	②建替設計図書
	③建替工事の見積書
	④工程表

(6) 設計完了確認通知書

設計完了報告書類の提出後、市が内容を確認し、設計完了確認通知書を郵送します。

(7) 建替工事契約、中間報告、建替工事の実施

設計確認完了通知書が届いたら、建替工事に係る契約を締結し、工事を実施してください。工事に着手した後、補強状況を目視により確認できる時期に達したときは、次の書類を用意し市に提出してください。後日、中間検査を行います。

◆工事中間報告書

確認欄	提出書類
	①工事中間報告書（様式第17号）
	②補助対象住宅の解体後の写真

(8) 完了実績報告

補助事業が完了した場合に行う手続きです。次の書類を用意し、市に提出してください。

◆完了実績報告書

確認欄	提出書類
	①完了実績報告書（様式第18号）
	②工事監理報告書（様式第19号）の写し
	③工事工程写真及び竣工写真

(9) 補助金交付額確定通知書の送付

完了実績報告書類の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

(10) 補助金の交付請求

上記確定通知書を受けたのち、2週間以内に補助金交付請求書を提出してください。

耐震シェルター工事 補助制度利用について

1 対象となる耐震シェルター工事（経費）

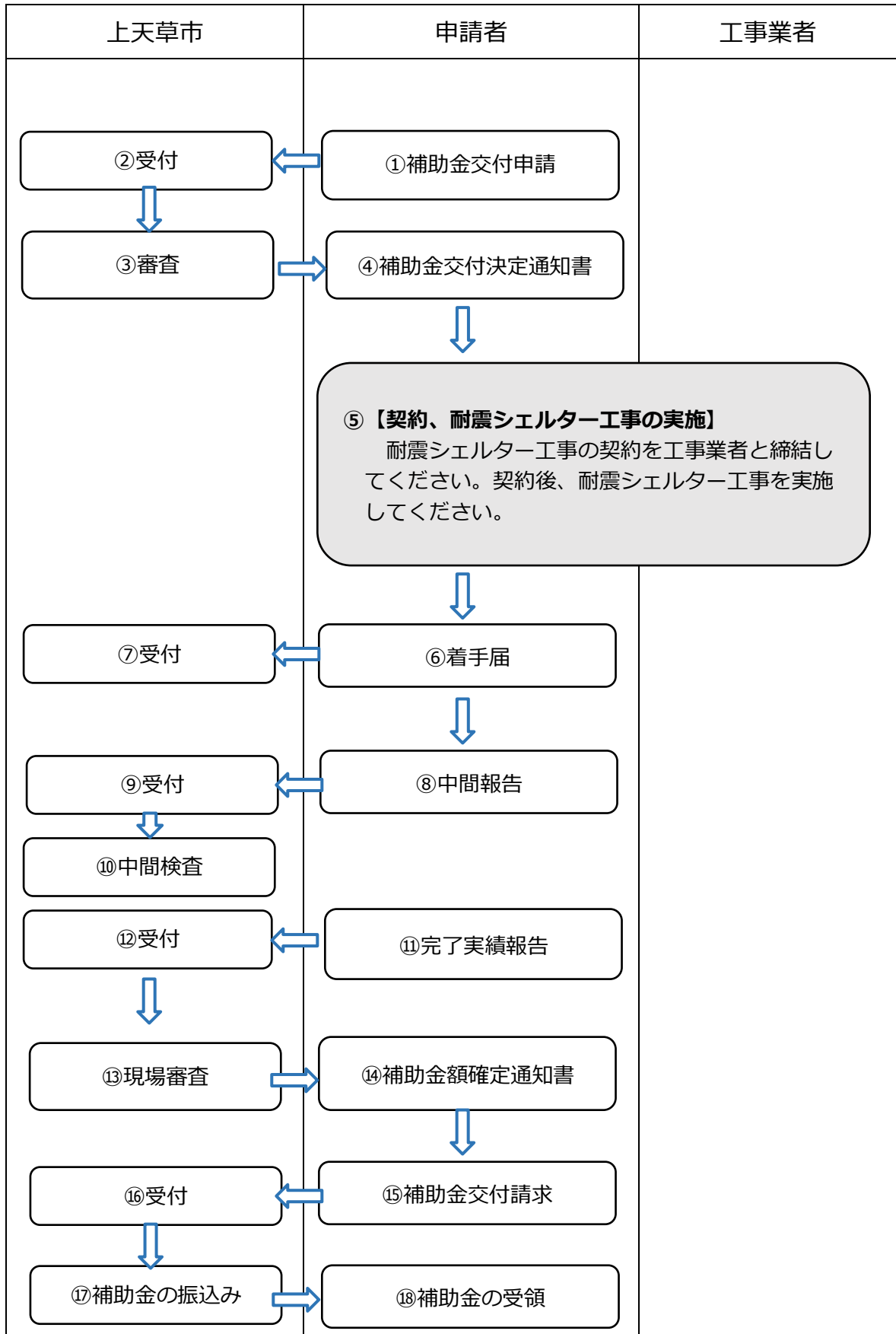
倒壊の危険性がある住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作り安全を確保するための耐震シェルター工事が対象となります。

2 補助率及び補助金の額

上記補助対象経費に補助率（2分の1以内）を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）



3 補助事業の流れ



4 事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。次の書類を用意し、提出してください。

◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類
	①補助金交付申請書（様式第1号）
	②事業実施計画書（様式第7号）
	③設置する耐震シェルターの工法又は製品の詳細が分かる書類（カタログ等）
	④工程表
	⑤補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し
	⑥住宅の所有者がわかる書類（登記事項証明書又は固定資産証明書）
	⑦市税等納付状況等確認同意書（様式第9号）
	⑧補助対象住宅に共有者がいる場合は、補助事業実施承諾書（様式第10号）
	⑨建築確認済証の写し又は建築年月日がわかるもの
	⑩現況写真（外観写真2方向以上及び設置予定場所）
	⑪補助対象住宅が、平成12年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震によりり災したことが確認できる書類（り災証明書等）の写し又は耐震診断結果報告書の写し

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、申請された住宅が補助対象となるかを申請書類により審査を行います。

(3) 補助金交付決定通知書の送付

補助金交付申請書の提出後、市が補助金額を審査して、**補助金交付決定通知書**を郵送します。

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震シェルター工事の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。

(4) 契約、着手届、耐震シェルター工事の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震シェルター工事の契約を締結し、工事を実施してください。また、事業に着手する際は、次の書類を用意し市に提出してください。

◆補助事業着手届

確認欄	提出書類
	①着手届（様式第12号）
	②補助事業に係る契約書の写し

(5) 中間報告（耐震シェルターの設置に際し、基礎工事等必要な場合）

工事に着手した後、耐震シェルターの設置に係る基礎工事等が完了したときは、次の書類を用意し市に提出してください。後日、中間検査を行います。

◆工事中間報告書

確認欄	提出書類
	①工事中間報告書（様式第17号）
	②耐震シェルターの設置前の写真

(6) 完了実績報告

補助事業が完了した場合に行う手続きです。次の書類を用意し、提出してください。

◆完了実績報告書

確認欄	提出書類
	①完了実績報告書（様式第18号）
	②工事工程写真及び竣工写真

(7) 補助金交付額確定通知書の送付

完了実績報告書類の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

(8) 補助金の交付請求

上記確定通知書を受けたのち、2週間以内に補助金交付請求書を提出してください。

【お問合せ・申し込み先】
上天草市役所 建設部 都市整備課

〒861-6192
住所：熊本県上天草市松島町合津 7915 番地 1
電話番号：0969-28-3366
FAX 番号：0969-56-3190